

三者連携！

相続登記等相談会



法務局

司法書士会

土地家屋
調査士会



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょう。

東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記や空き家対策等に関する支援をする**三者連携無料相談会**を行っています。**なお、申請書等の作成・チェックは行いませんのであらかじめご了承ください。**

本局会場（司法書士・土地家屋調査士による相談）

【場 所】
九段第2合同庁舎（東京都千代田区九段南一丁目1番15号）

【日 時】
令和7年11月12日（水）、12月17日（水）、
令和8年 1月21日（水）、3月18日（水）の午後1時～4時

◎ **10月及び2月**は、〔一斉「相続・遺言」説明会＆相談会〕にて無料相談を受けることができます。こちらは、**予約制**となります。詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

墨田会場（司法書士・土地家屋調査士による相談）

【場 所】東京法務局墨田出張所1階
（東京都墨田区菊川一丁目17番13号）

【日 時】
祝日を除く
・司法書士による相談
毎週月曜日～金曜日 午後2時～午後4時

・土地家屋調査士による相談
第3水曜日 午前9時～正午まで

港会場（司法書士・土地家屋調査士による相談）

【場 所】東京法務局港出張所2階
（東京都港区東麻布二丁目11番11号）

【日 時】
祝日を除く
・司法書士による相談
毎週水曜日 午後1時～4時

・土地家屋調査士による相談
第3水曜日 午後1時～4時

豊島会場（司法書士による相談）

※1日4組まで

【場 所】東京法務局豊島出張所4階会議室
（東京都豊島区池袋4丁目30番20号）

【日 時】
毎月第1、第3、第5水曜日（祝日を除く）
午後1時から午後3時まで

府中会場（司法書士・土地家屋調査士による相談）

【場 所】東京法務局府中支局3階
（東京都府中市新町二丁目44番地）

【日 時】
祝日を除く
・司法書士による相談
第1、第3水曜日 午前9時～午後4時

・土地家屋調査士による相談
第3水曜日 午後1時～4時



城北会場（司法書士による相談）

※1日6組まで

【場 所】東京法務局城北出張所4階会議室
（東京都葛飾区小菅4丁目20番24号）

【日 時】
祝日を除く
毎月（**10月及び2月を除く**）第1、第3水曜日
午後1時から午後4時まで

◎ **10月及び2月**は、〔一斉「相続・遺言」説明会＆相談会〕にて無料相談を受けることができます。こちらは、**予約制**となります。詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

【問合せ】東京法務局民事行政調査官室
☎03-5213-1319
（午前9時から午後5時まで）

各会場共通

- 予約不要。受付状況により受付を終了させていただきますので、御注意ください。
- 相談時間は、1回20分以内です。
- 各会場の詳細は、当局ホームページを御確認ください。



三者連携相続登記支援室

R7年9月版

相談例

様々な疑問や不安に専門家の視点からお答えします！

『司法書士』に相談できること



- ・そもそも「相続人」って誰になるの？
相続人が決まらないと、登記はできないの？
- ・土地や建物の登記を確認したら、何十年も前に亡くなった祖父の名義になっていたけれど、このままでいいの？
- ・「法定相続情報一覧図」って何？
「遺産分割協議書」って、必ず作らなければならないの？
- ・「自筆証書遺言書保管制度」って、どんな手続きをするの？



エコゾウ&トツヂ ©東京土地家屋調査士会

『土地家屋調査士』に相談できること

- ・建物があるのに、登記されていないけれど大丈夫？
- ・取り壊した建物の登記が残っているけれど、このままでいいの？
- ・兄弟姉妹で共有している土地を、相続に備えて分割することってできるの？
- ・相続した土地の境界がはっきりしないけれど、どうしたらいいの？